

京都市告示第242号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和元年7月16日から令和4年7月31日まで、アトラス情報サービス株式会社を京都市公金収納受託者とし、戸籍全部（個人・一部）事項証明書、除籍全部（個人・一部）事項証明書、除籍謄（抄）本、改製原戸籍謄（抄）本、戸籍附票の写し、平成改製原戸籍附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、除かれた住民票の写し、身分証明書、独身証明書、所得証明書、課税証明書、評価証明書、公課証明書及び納税証明書（個人市・府民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税）の交付手数料の収納事務を委託します。

令和元年7月16日

京都市長 門川 大作
(文化市民局地域自治推進室)